

伊平屋村簡易水道事業経営戦略

平成29年 3月

伊平屋村建設課

目 次

1. 経営戦略の目的	1
2. 事業概要	1
(1) 事業の現況	
(2) 料 金	
(3) 組 織	
(4) これまでの取組	
(5) 経営健全化への取組	
3. 将来事業環境	4
(1) 水需要予測	
(2) 料金収入の見通し	
(3) 施設の見通し	
(4) 組織の見通し	
4. 経営方針	6
5. 投資・経済計画(収支計画)	8
(1) 投資・収支計画(収支計画)	
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定にあたっての説明	
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組概要	
6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	9
7. まとめ	9

1. 経営戦略の目的

伊平屋村簡易水道事業（以下「本村水道事業」という。）は、村民の皆さまへ安全かつ満足頂ける水道水を安定して供給し、なおかつ健全な水道事業経営の実現を目指すため、長期的視点をもった地域水道ビジョンである『伊平屋村水道ビジョン』（以下「ビジョン」という。）を平成26年3月に策定しました。

島嶼地域であることもあり、人口は平成17年度をピークに減少傾向に対して、年間配水量は増加傾向であり、要因としては施設老朽化が大きな要因と考えられ、漏水調査や修繕等を繰り返し行ってきたが、今後の有収量の動向等を考えると将来に向けた適切な更新改修を進める必要がある。

本村水道事業の健全化のため、現状把握、分析及び将来予測を行うとともに、事業及び経営の目標を設定し、適切な財源確保と投資の合理化を図り、経営戦略を策定するものです。

2. 事業概要

（1）事業の現況

① 給水

（H28. 3月末現在）

給水開始年月日	昭和47年6月1日	法適（全部・財務） ・非適の区分	非適
計画給水人口	1,800 人	現在給水人口	1,246 人
行政区域人口	1,246 人	給水区域内人口	1,246 人
給水区域面積	21.82 km ²	水道普及率	100 %

② 施設

（H28. 3月末現在）

水源	□表流水	■ダム	□伏流水	■地下水	□受水	□その他
施設	取水施設設置数	4	管路延長	61,597 km		
	浄水施設設置数	1				
	配水池設置数	6				
施設能力（公称）	826 m ³ /日		実績1日最大給水量	792 m ³ /日		

（2）料金

① 料金体系概要・考え方

本村水道事業の料金体系は、用途別に区分し、基本料金と従量料金を設定しています。

従量料金については、家庭用、営業用、官公署用、工場用、臨時用と区分しており基本水量までの分は加算せず、使用水量に応じ3段階の従量料金の加算を行っております。現在の料金は表-①のとおりです。

効率的な料金徴収を行うため、家事用の料金を低く抑え、大口需要料金を高くすることが最良と考えられるが、本村においては、家庭用給水が2/3を占めており、大口需要である営業用、官公署用、工場用においては件数、水量ともに少なく、料金を上げることで経営収入を賄うことは困難である。

健全な事業経営及び効率的な収入を前提として、家庭への影響を加味しながら水道施設の維持管理や資本費などの対象経費から適正な料金見直しをそのつど行うこととします。

表-① 料金表

用途	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金	
	使用水量	料金	使用水量	料金
家事用	6m³まで 1m³当たり210円	1,260円	7～16m³	210円
			17～30m³	220円
			31m³以上	230円
営業用	10m³まで 1m³当たり230円	2,300円	11～30m³	220円
			31～50m³	230円
			51m³以上	240円
官公署用	15m³まで 1m³当たり230円	3,450円	16～35m³	220円
			36～55m³	230円
			56m³以上	240円
工場用	15m³まで 1m³当たり230円	3,450円	16～35m³	225円
			36～55m³	235円
			56m³以上	245円
臨時用				500円

② 料金改正年月日

平成22年8月1日

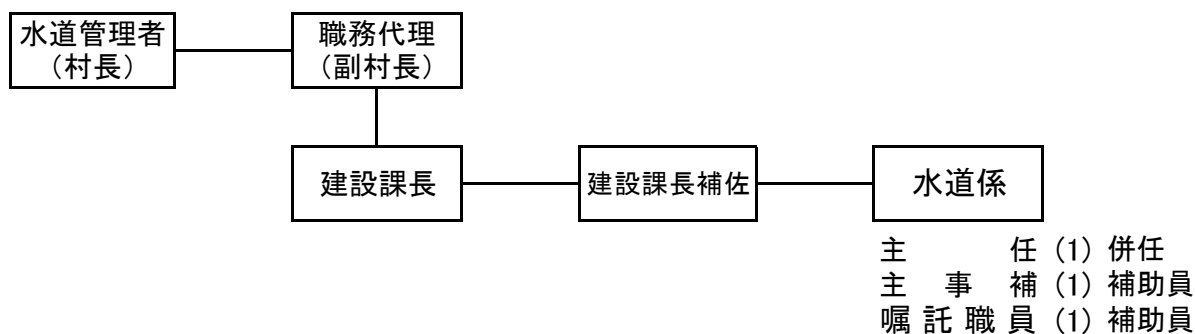
(3) 組織

本村水道担当部署においては、水道管理者の下、建設課の1課を配置しています。(表-②参照)
建設課においては、営業業務に係る財政計画や資金計画の策定、予算編成とその執行及び決算、料金の賦課・徴収ならびに、施設関係業務に係る事業計画の策定や認可、施設の更新や維持管理、水道水の水質管理等の業務を行っています。

配置職員においては、職員、補助員となっているが、職員においては他事業との併任であるため、総括職員1名、施設管理に係る業務の補助職員として主事補1名、徴収業務に関する補助員として嘱託職員1名の3名体制となっている。

表-② 組織図

(H28.4.1現在)



(4) これまでの主な取組

伊平屋村では、昭和33年に島尻と野甫に簡易水道が開始されましたが、水源の水量が少なく飲料水に不自由をしていました。また、田名・前泊・我喜屋では、家庭の浅井戸及び天水等を使用してきたが、浅井戸はほとんど海水混じりであり、飲料水に適するものではありませんでした。

そこで本村は昭和43年に経営認可を受け、琉球政府により前泊北東600mの位置に水源調査したボーリング箇所を利用して第1取水井戸を設置し、前泊北方の高台に着水井に導水して、緩速ろ過方式で処理した水を配水池等を経て、各家庭に給水を行ってきました。

その後、昭和58年に1日最大給水量の増加に伴い第1次拡張認可を受け、第2取水井戸の開発（沖縄県が行った調査井戸を利用）を行ったが、鉄分が含まれているため、急速ろ過による除鉄装置を新設するとともに我喜屋配水池の増設を行ったが、第1取水井戸の水質が悪化してきたため、昭和61年に浄水方法の変更のために第2次拡張認可を受け、除鉄、除マンガン装置の増設、島尻配水池、野甫配水池の新設、各集落配水管の布設を行いました。

なお、第2取水井戸の回復力が低下し取水不能となったため、昭和62年に廃止し、同年に第3取水井戸を緊急開発し、水源の確保に努めました。また、第1取水井戸は老朽化及び回復力低下に伴い、平成6年に廃止しました。

平成9年3月に給水人口と1日最大給水量の増加を理由に第3次拡張認可を受け、第4取水井戸を開発し、既設の第3取水井戸とのブレンド後急速ろ過にて浄水し給水を行っています。

本村にムーンライトマラソンの定着、観光誘致などの行政施策の成功により、島を訪れる観光客数は年々確実に増加しており、また、村民の生活形態の変化により1人当たりの使用水量の増加に起因して給水量も増加し、慢性的な水不足の状態に陥ってしまいました。

平成12年の段階で原水において岩質由来の蒸発残留物濃度、鉄、マンガン、塩素イオン濃度が悪化し、水質基準を超える状況にあったことから、浄水方法の変更及び、取水地点の変更として第4次拡張事業認可を取得し、蒸発残留物、塩素イオンを除去するため浄水方法を電気透析法に変更し、第5取水井戸をさく井しました。

現在沖縄県では水道サービス格差及び水道サービスの持続という課題により、沖縄県が安全・安心な水道水を将来にわたって安定的に供給できる水道事業の構築のために水道広域化を推進しているところです。

これを受けて、本村は条件が整いしだい企業局から水道用水を受水することとなることから、水源の種別の変更及び取水地点の変更となるため、平成28年度の第4次拡張事業（第1回変更）申請を行ったところです。(表-③、図-①参照)

表-③ 水道事業の変遷

認可年度	昭和45年4月	昭和58年1月	昭和61年4月	平成9年3月	平成12年1月	平成29年1月
名称	創設認可	第1次拡張	第2次拡張	第3次拡張	第4次拡張	第4次拡張 (第1回変更)
目標年度	昭和43年度	昭和65年度	昭和69年度	平成19年度	平成22年度	平成37年度
計画給水人口	3,400人	2,000人	1,410人	1,800人	1,800人	1,139人
計画一日最大給水量	510m ³ /日	640m ³ /日	530m ³ /日	826m ³ /日	826m ³ /日	808m ³ /日

図-① 給水区域及び水道施設位置図



(5) 経営健全化への取組

これまで、本村水道事業の経営健全化の取組としては、施設の維持管理や職員数の低減に努め様々な方策により経費の節減を図りながら経営健全化を目指しているが、今後は、水道広域化に向けた新たな事業展開が見込まれ、さらなる支出が思慮されるが、広域化後には取水、浄水施設が移譲されることから、維持管理、運営費の低減に努める必要がある。

3. 将来事業環境

(1) 水需要の予測

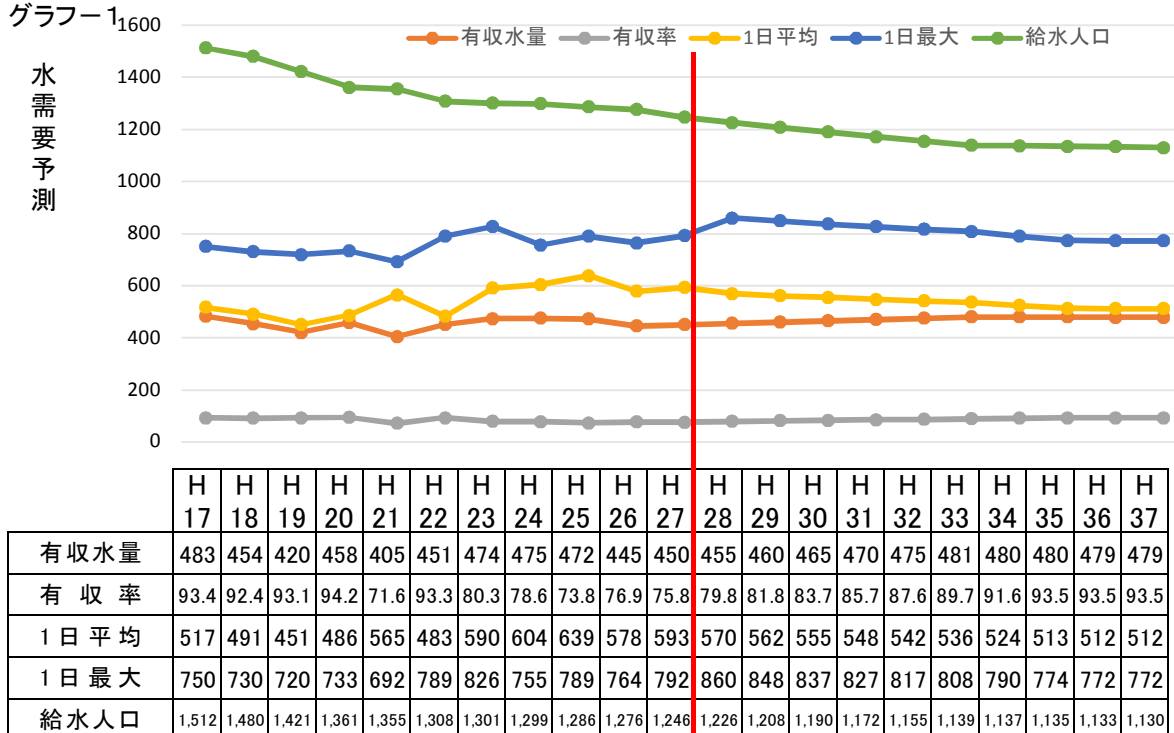
伊平屋村の給水人口は平成17年度の1,512人をピークに減少傾向を示し、平成26年度時点では1,276人となり10年間で236人の人口減となっています。

給水量は過去10年間の実績から、平成17年度～平成27年度まで減少傾向を示し、平成21年度以降は横ばい状態を示しています。

簡易水道施設基準を基に、平成37年度までの給水量の推計を行った結果、給水量は減少傾向を示し、平成37年度では有収水量479m³/日、1日平均給水量512m³/日、1日最大給水量772m³/日となります。給水量の減少は給水人口の減少が主な要因となっています。

今後も少子高齢化の影響により行政人口が減少する推計となっており、給水人口も減少すると想定されることから水需要も減少することを見込んでいます。(グラフー1参照)

グラフー1



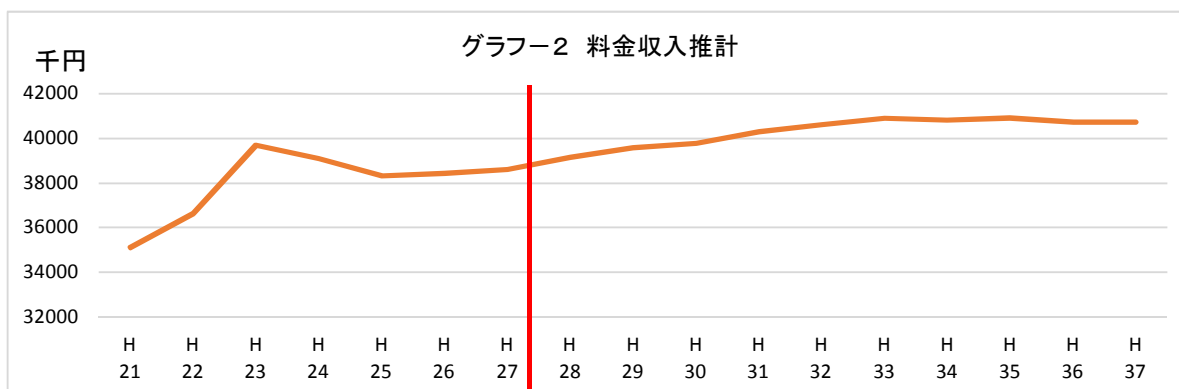
(2) 料金収入の見通し

料金収入については、平成22年度に料金改定を実施したことにより23年度に増加し、上記のとおり有収量に合わすように横ばいとなることが予想されます。

しかしながら給水人口の減少が想定されることから、減少していくことも思慮されます。

また、使用料に対し100%回収を行うためにも、徴収強化に努める必要があります。

(グラフー2参照)



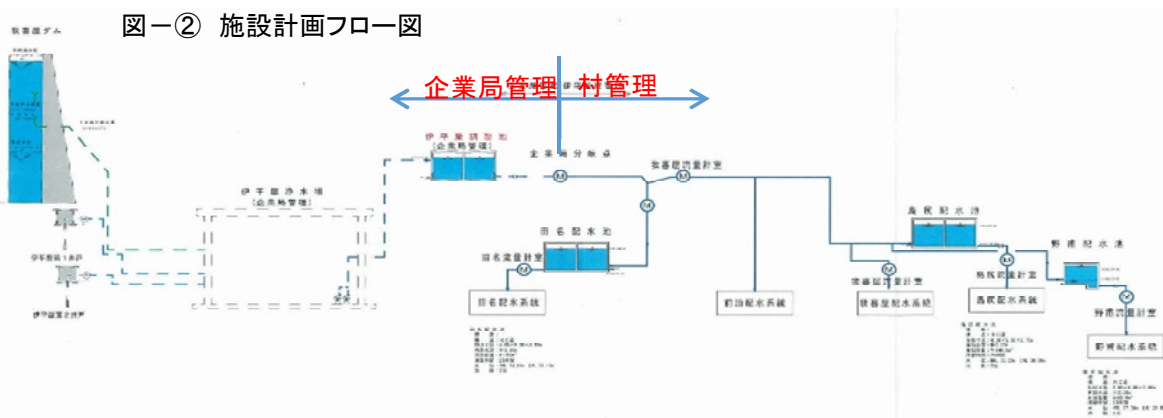
(3)施設の見通し

本村には4箇所の水源、1箇所の浄水場、増圧ポンプ場、5箇所の配水池があり、4箇所の水源で得られた原水は伊平屋浄水場にて浄水処理されたあと、送水ポンプにて前泊配水池へ送水され、前泊配水池から各配水池へ送水され、配水区域へ配水されています。

平成33年度以降は、広域化に伴い、取水・導水施設は1箇所の取水施設を除き企業局へ譲渡される予定であり、浄水施設においては、企業局が新規に建設することに伴い廃止、となる見込みとなっています。

島の南側に位置する我喜屋、島尻、野甫地区へは、我喜屋増圧ポンプを経て我喜屋配水池へ送水し、我喜屋配水池から減圧弁を経て島尻配水池、野甫配水池へと送水されているが、増圧して高台ある我喜屋配水池へ送水したにも関わらず、減圧して送配水を行っているため、非効率な送配水となっている。

しかし、管網計算の結果、現在の前泊配水池の高さでは島尻、野甫配水池へ送水することができないことが判明し、送水方法の検討を行ったところ、現在の送水管φ100mmをφ150mmへと更新することで我喜屋配水池を介さなくとも送水が可能であることから、管路の更新改良及び企業局への取水施設の譲渡を行います。(図－②、表－④参照)



表－④ 施設概要

施設名	施設概要	備考
第3取水井戸	有効容量: Q=120m ³ /日 ポンプ室: A=7.68m ² 構造: RC造 ポンプ設備 一式	沖縄県企業局へ譲渡
第4取水井戸	有効容量: Q=330m ³ /日 ポンプ室: A=16.50m ² 構造: RC造 ポンプ設備 一式	沖縄県企業局へ譲渡
第5取水井戸	有効容量: Q=120m ³ /日 ポンプ室: A=9.50m ² 構造: RC造 ポンプ設備 一式	平成33年度廃止予定
我喜屋ダム	構造: 重力式: コンクリート造 有効容量: V=250,000m ³ 水道用水量: Q=440m ³ /日	沖縄県営ダム (水利権を企業局へ譲渡)
いへや浄水場	凝集沈殿地 一式 前処理室 一式 配水設備 一式 プラント室: A=570m ² (RC造) 硬度浄水処理設備 一式 浄水設備 一式	平成33年度に廃止予定
前泊配水池	構造: RC造 池数: 2池 有効水深: H=3.20m 有効容量: V=96m ³ 形状寸法: 5.00×6.00×3.65m	平成33年度に廃止予定
田名配水池	構造: RC造 池数: 2池 有効水深: H=3.20m 有効容量: V=150m ³ 形状寸法: 4.00×5.90×3.65m	計装テレメーター設備更新
我喜屋配水池	構造: RC造 池数: 2池 有効水深: H=3.15m 3.10m 有効容量: V=140m ³ 形状寸法: 6.00×6.00×3.80m	平成33年度に廃止予定
島尻配水池	構造: RC造 池数: 2池 有効水深: H=3.20m 有効容量: V=140m ³ 形状寸法: 4.00×5.50×3.70m	計装テレメーター設備更新
野甫配水池	構造: RC造 池数: 1池 有効水深: H=2.00m 有効容量: V=60m ³ 形状寸法: 5.00×6.00×2.50m	計装テレメーター設備更新
我喜屋増圧ポンプ	構造: RC造 ポンプ設備 型式: 横型渦巻きポンプ 用水量: Q=0.197m ³ /min 出力: P=7.5kw 台数: 2台 形状寸法: 7.10×3.35×2.65m	平成33年度に廃止予定
我喜屋減圧弁	形状寸法: 2.30×1.40×2.00m 設備: 減圧弁φ150	平成33年度に廃止予定

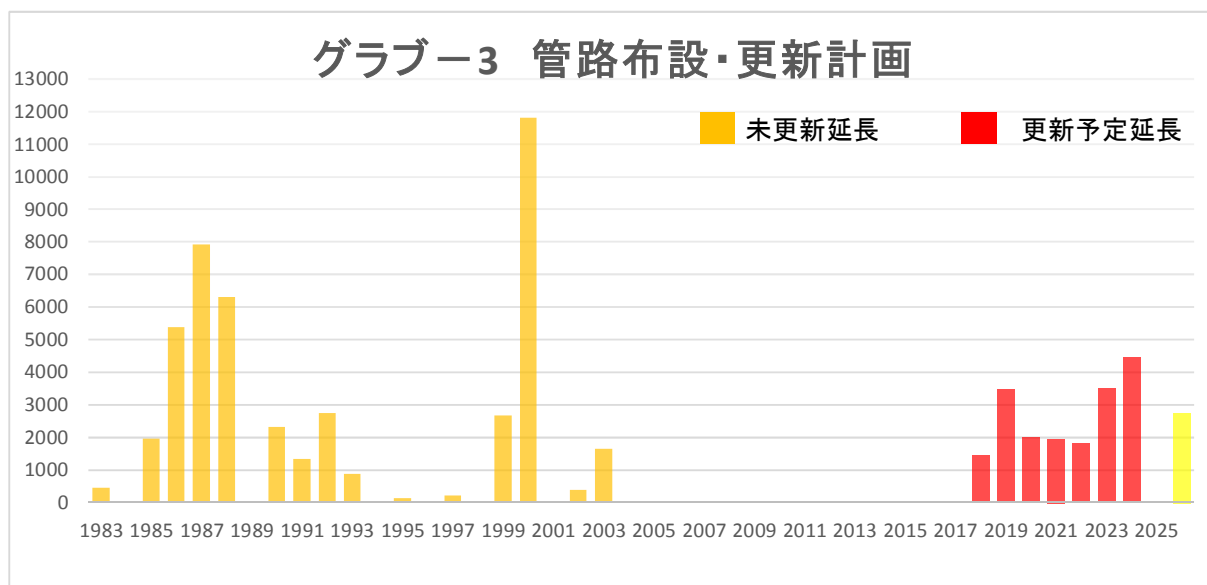
<<管路>>

本村の管路布設状況としては、各水源地から浄水場までの導水管、浄水場から配水池までの送水管、また、各家庭への給水は網目状に埋設された配水管より行っており、導水管延長が3,996m、送水管延長14,825m、配水管延長29,985mとなっております。

本村では、昭和45年から水道事業が開始しており管路施設の老朽化が進んでいます。管路の老朽化は漏水を起こす確率が高く、有収率を下げ水道事業の健全な運営に悪影響を及ぼします。また、漏水箇所から下流域では水圧不足が生じ、最悪の場合、漏水により道路下の土砂が緩み陥没の原因にもなる可能性があるため耐用年数を迎える管路は速やかに更新を行う必要があります。

平成30年度より広域化に向け、管路の更新改良を実施します。

その後も、計画的に管路を更新を行う予定としています。(グラフ3参照)



(4)組織の見通し

事業運営に必要な技術力を官民連携などによって確保しつつ、職員数は現状のままであるため、若手職員の不足や職員の専門的知識の低下も懸念されることから、適正な年齢構成や職員の能力確保の必要性を踏まえ、水道事業を将来にわたり安定して持続させるため、現状の組織体制を維持していくことを前提として、水道に精通した職員の育成と組織力の強化に取り組みます。

さらには、水道料金の検針業務などの民間委託といった官民連携を持続・進展させつつ、業務を監督・指導する職員の知識や技術力の維持・向上を図り、水道事業に精通する職員が適切に配置されるよう取組に努めます。

4. 経営方針

今後、水需要の低下、更新時期に伴う施設整備費に多大な費用を要することから、企業債からの借り入れが生じ、それによる財政負担の増加が見込まれるため、長期的に安定した水道事業経営が可能となる財政収支の安定化を図るものとします。

水道事業は、水道水を利用するお客様からの水道料金を主収入として経営されています。健全な事業運営のためには、安定した料金収入が不可欠です。

また、水道事業における施設整備費及び長期的な使用水量の落ち込み等によって収支均等が保てない場合は、年次ごとの運営費用を踏まえた水道料金の検討など、村民の理解を得ながら水道料金体系の見直しについて検討します。(図一③参照)

～安心な水の供給～

水道水を受容者が安心して飲める水道とするため、集水域内の環境保全に努め、水源及び浄水の水質監視を強化し、安全な水道水を供給し続けることを目指します。

～安定供給の持続～

水道水の安定供給は基本です。老朽化による管の破損や漏水による水圧低下などが起きないように、老朽管の更新・漏水調査の強化を行い、計画的・効率的な施設更新を実施し、水道水供給の安定化を図ります。

～災害対策の充実～

台風や地震等の災害が発生した場合でも、迅速かつ適切な対応を図れるよう、危機管理マニュアルの整備を行います。

また、施設への被害を最小限に抑える目的で、主要水道施設に対する耐震調査を早期に実施し、更新計画をたて、耐震化を図っていきます。

～経営基盤の強化～

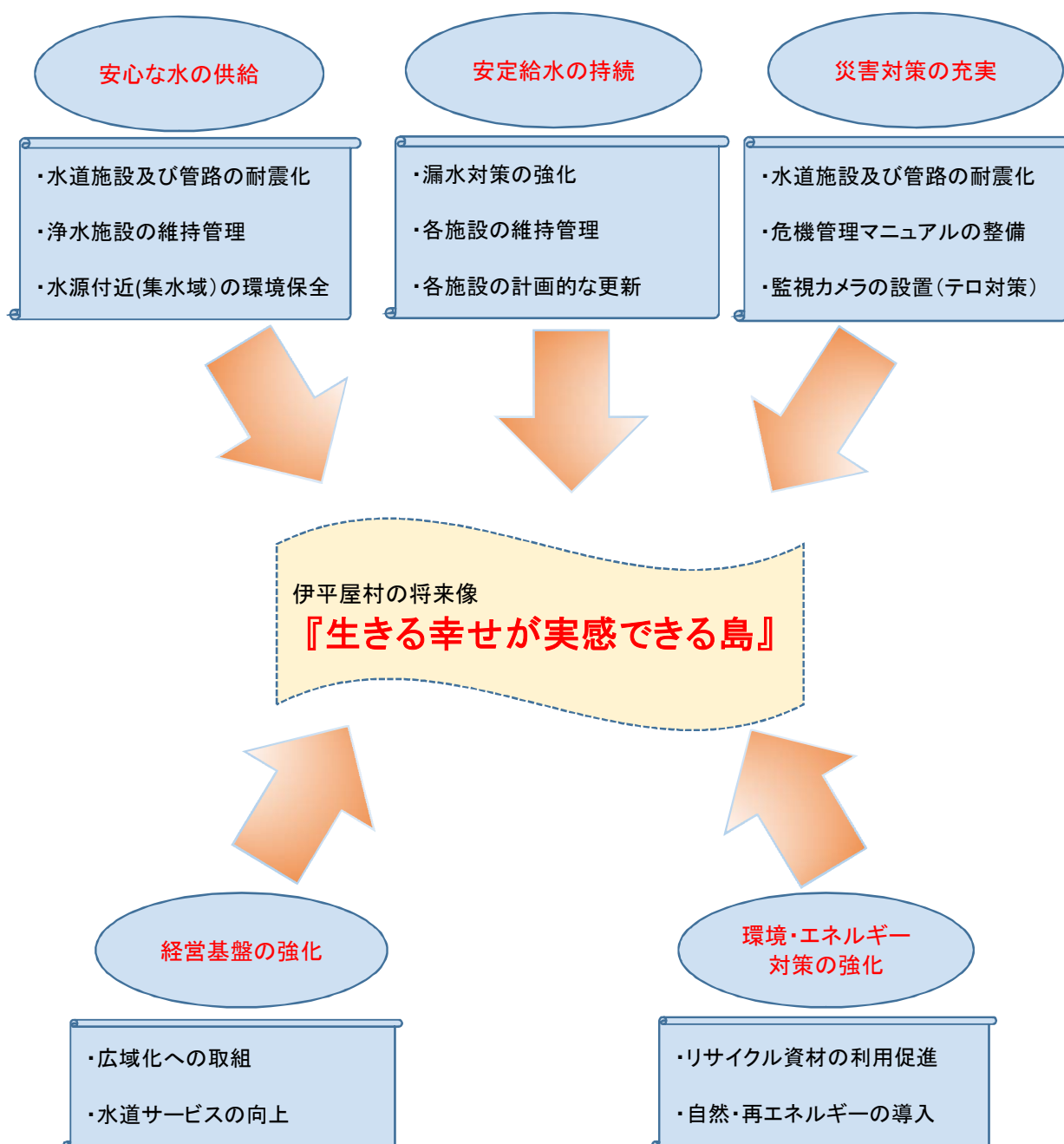
施設の更新や物価上昇など、今後水道事業の財政事情は非常に厳しいものとなることが予想されます。そのため、コスト削減を図りつつ、施設効率、経済効率の良い水道事業の運営を行っていきます。

また、沖縄県が進めている水道広域化へ向けた取組も積極的に協力していきます。

～環境・エネルギー対策の強化～

地域環境保全の観点から、エネルギー消費産業と呼ばれる水道事業者自らが環境保全のための目標をたて、省エネルギー、廃棄物減量化、資源の有効利用に取組、適用可能な新技術の検討を積極的に図っていきます。

図一③ 目指すべき将来像 （水道ビジョン引用）



5. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・収支計画(収支計画)

現時点で想定し得る条件にて勘定した第4次拡張事業(第1回変更)にて平成37年度までの収支計画を別紙のとおり策定しました。(P12、P13参照)

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定にあたっての説明(図一④参照)

① 収支計画のうち投資についての説明

◎ 施設・設備の更新事業等の投資に関する事項

水道施設更新事業については、認可申請書に基づき、平成30年度から1億前後を投じ、管路更新、計装機器等の耐震化、長寿命化を実施します。

◎ 施設及び設備の廃止・統合(ダウンサイジング等に関する事項)

平成33年度より企業局からの水道用水供給開始にが行われることに伴い、地下取水施設、浄水場といった施設の廃止、譲渡、更新管種の見直しによる送水方法の変更等を実施することで、施設のダウンサイジングや、将来を見据えたコスト縮減を図ります。

◎ 広域化に関する事項

沖縄県水道用水供給事業の第11回変更認可申請(第5次拡張事業)にて水道用水供給を平成33年度に行うこととしており、企業局より受水するため送水管の布設を計画している。

② 収支計画のうち財源についての説明

◎ 施設更新に関する事項

配水施設の更新事業に充当する財源については、その大部分を国庫補助金に加え企業債の借入れによるものとなりますが、今後も経営健全化に取り組む上で、借入額を抑制していく必要があり、将来的な負担軽減に努めることとします。

また、配水施設の更新事業については、一般会計からの出資も見込んでいます。(表一⑤参照)

◎ 料金に関する事項

これまで、維持管理費や職員数などによる経費の節減、料金回収の強化に努めるなどにより経営状況の健全化に向け取り組んで来ましたが、こうした努力だけでは今後も経営状況を乗り切ることができないと判断し、平成22年8月に料金改定を行い値上げしました。今後も経営の点検とさらなる経費の節減に努める一方、適正な料金の見直しを行います。

なお、現在の経営状況ならびに今後の収支計画に基づく推移の結果、黒字が見込まれるが、平成33年以降は取水施設、浄水施設の廃止による維持管理費のダウンサイジングが図られる見込みであるが、その後の地方債の償還金などが増加していく見込みであることから

料金改定は行わず現行料金を維持していくものとする。

また、今後は、少子高齢化等による人口減少を要因とする水需要の減少や消費者ニーズの変化に対応しうよう、料金体系の抜本的な見直しも含め検討する必要があると考えます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

◎ 委託料・修繕費・動力費に関する事業

委託料、動力費、修繕費については、現状で行っている水質検査や薬品管理等も含み平成33年より取水施設、浄水施設の廃止になることから減少する見込みです。

しかし、修繕費や動力費については、今後の経済状況に大きく影響されることを考慮し、施設廃止以降は減少し一定の推移を見込んでいます。また、施設を計画的に修繕することとします。

◎ その他

本村では、独自で水道用水の生産を行っており「水道高料金対策に要する経費」は、多額であり一般会計からの繰入ありきな経営状況であるが、平成33年より企業局から受水となるため、これまでの供給単価より安くなる見込みである。これにより、費用負担は低減されるもの「水道高料金対策に要する経費」に係る一般会計繰入金についても減少となることから、収支状況の大きな変化は見込めないものと考えます。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組概要

①投資についての検討状況等

◎施設・設備の廃止・統合(ダウンサイジング)

人口減少などに伴う使用水量の減少により今後の施設更新にあたっては、使用水量に応じたダウンサイジングや施設の廃止も含めて検討する必要があります。

◎耐震化

これまで、水道事業においては平成15年以降更新事業がなされておらず、耐震性を満たしていない管が多く、計画的に継続して水道施設の耐震化に取り組んでいく必要があります。

◎広域化

沖縄県が水道用水供給を開始する平成33年以降は、給水単価及び計画水量が見直されます。

本村では、受水に切り替わったことで取水施設、浄水施設が不要となり、運転管理に係る状況も変化していき、今後の施設運転管理については、末端給水管理やそれに伴う委託業務内容の見直しを含め多角的に検証していきます。

◎収支状況の改善

収支計画において、平成29年以降は黒字となる見込みとなっていますが、今後も経費節減に努めるとともに、水道料金の徴収率向上対策を講じることはもちろんのこと、水道料金の見直しも含め、収支状況を適切に把握しながら経営に努めていきます。

6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

◎計画期間を10年間とします。

◎経営戦略をもって、これまでの経営計画に替えるものとします。

◎本村は、人口構造の影響を受けるほか、景気の動向に左右されるという要素を持っており、これらの動向を水道経営に適時反映し、実態と乖離しないよう収支状況や水道施設更新事業進捗を的確に行って行くため、水道料金の見直しとあわせて、適宜更新していくとともに、更新後の計画期間も10年間を維持することとします。

◎水道事業のサービス向上のため、必要に応じ、住民や事業者からご意見を広く聴取し、意見などを経営戦略や今後の事業運営に反映できる仕組みを検討し、5年おきに見直しを行います。

7. まとめ

本村はこれまでに、『島に住む幸せ・島で働く笑顔・交流する島の活力』を将来像として、住民満足の村政を追及し、「生きる幸せが実感できる島」の実現に向けて、あらゆる分野において着実な行政施策を推進してきました。

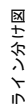
その中で、本村の水道は水道事業創設以来これまで数回の事業拡張認可を取得しながら、施設整備を行い村民生活を支え、地域の発展に寄与してきました。

しかし、社会経済的要因による水需要の変化、安全性やおいしさに対するニーズの多様化、地球規模での環境問題など水道事業を取り巻く状況は大きく変化してきています。

本村では、これまで建設した水道施設が老朽化により更新の時期を迎えようとしていることを考え合わせると、今後の財政運営は一段と厳しいものになっていくものと思われます。

このような状況の中、将来にわたり安全で安定的な水道サービスを提供し続けるための具体的な施策とし、計画期間10年間とする「経営戦略」を策定することとしました。

村水道事業では、この「経営戦略」を道標として、今後も使用者にとって安心・安全で持続可能な水道事業を実現できるよう、定期的な見直しを行いながら施策の実効性を高めつつ、経営の方向性を見定め経営努力を続けていくこととします。



凡 例	
	平成30年度 更新管路
	平成31年度 更新管路
	平成32年度 伊平屋調整池送水管φ150 2本
	平成33年度 更新管路
	平成34年度 更新管路
	平成35年度 更新管路
	平成36年度 更新管路
	平成37年度 計装設備

伊平屋	役場
伊平屋	村
伊平屋	新設位置図
伊平屋	更新位置図
伊平屋	製図
伊平屋	設計
伊平屋	承認
伊平屋	年月日
伊平屋	縮尺
伊平屋	図名
伊平屋	件名

表一⑤

年度別事業計画

(単位:円)

全体事業計画内容					事業年度									
工 種	形状・寸法	数量	単位	金額	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度		
施														
	直接工事費			479,260,000	44,400,000	62,500,000	61,700,000	35,200,000	31,300,000	69,300,000	90,700,000	84,160,000		
	共通仮設費	1	式	36,500,000	3,700,000	5,700,000	4,900,000	3,600,000	3,300,000	6,100,000	6,300,000	2,900,000		
	現場管理費	1	〃	96,700,000	8,600,000	13,800,000	11,600,000	8,300,000	7,600,000	14,700,000	15,300,000	16,800,000		
	一般管理費	1	〃	89,690,000	9,900,000	13,200,000	12,700,000	8,600,000	7,900,000	14,200,000	16,900,000	6,290,000		
	工事価格	1	〃	702,150,000	66,600,000	95,200,000	90,900,000	55,700,000	50,100,000	104,300,000	129,200,000	110,150,000		
工	消費税相当額			70,215,000	6,660,000	9,520,000	9,090,000	5,570,000	5,010,000	10,430,000	12,920,000	11,015,000		
	工事費	1	式	772,365,000	73,260,000	104,720,000	99,990,000	61,270,000	55,110,000	114,730,000	142,120,000	121,165,000		
	調査費	1	式	135,621,819	34,960,000	14,200,000	13,861,819	12,960,000	24,940,000	31,640,000	3,060,000	0		
	消費税相当額			13,562,181	3,496,000	1,420,000	1,386,181	1,296,000	2,494,000	3,164,000	306,000	0		
	計			149,184,000	38,456,000	15,620,000	15,248,000	14,256,000	27,434,000	34,804,000	3,366,000	0		
	事務費	1	式	15,870,000	1,700,000	2,200,000	2,000,000	1,300,000	1,400,000	2,600,000	2,500,000	2,170,000		
	消費税相当額			1,587,000	170,000	220,000	200,000	130,000	140,000	260,000	250,000	217,000		
事	計			17,457,000	1,870,000	2,420,000	2,200,000	1,430,000	1,540,000	2,860,000	2,750,000	2,387,000		
	総事業費	1	式	939,006,000	113,586,000	122,760,000	117,438,000	76,956,000	84,084,000	152,394,000	148,236,000	123,552,000		
	国庫補助			626,004,000	75,724,000	81,840,000	78,292,000	51,304,000	56,056,000	101,596,000	98,824,000	82,368,000		
	簡水債			156,501,000	18,931,000	20,460,000	19,573,000	12,826,000	14,014,000	25,399,000	24,706,000	20,592,000		
業	過疎債			156,501,000	18,931,000	20,460,000	19,573,000	12,826,000	14,014,000	25,399,000	24,706,000	20,592,000		
	一般財源			0	0	0	0	0	0	0	0	0		
				939,006,000	113,586,000	122,760,000	117,438,000	76,956,000	84,084,000	152,394,000	148,236,000	123,552,000		

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分		年	度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収入	1 総	収	益 (A)	62,572	61,429	52,260	51,003	49,328	48,522	48,129	47,740	47,799	47,732	47,992	48,390	48,390
	(1) 営	業	収 益 (B)	38,429	38,602	37,187	39,574	39,760	40,297	40,615	40,884	40,799	40,911	40,714	40,714	40,714
		ア	料 金 収 入 (C)	38,429	38,602	37,187	39,574	39,760	40,297	40,615	40,884	40,799	40,911	40,714	40,714	40,714
		イ	受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ	そ の 他													
	(2) 営	業	外 収 益 (D)	24,143	22,827	15,073	11,429	9,568	8,225	7,514	6,856	7,000	6,821	7,278	7,676	7,676
		ア	他 会 計 繰 入 金	18,611	15,864	15,071	11,427	9,566	8,223	7,512	6,854	6,998	6,819	7,276	7,674	7,674
		イ	そ の 他	5,532	6,963	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	2 総	費	用 (D)	40,057	46,890	31,816	31,248	30,791	30,679	30,625	30,635	30,010	29,492	29,415	29,416	29,416
	(1) 営	業	費 用 (E)	33,308	40,830	26,393	26,393	26,393	26,393	26,393	26,478	26,030	25,672	25,583	25,583	25,583
収益的支出		ア	職 員 給 与 費													
			うち 退 職 手 当													
		イ	そ の 他	33,308	40,830	26,393	26,393	26,393	26,393	26,393	26,478	26,030	25,672	25,583	25,583	25,583
	(2) 営	業	外 費 用 (F)	6,749	6,060	5,423	4,855	4,398	4,286	4,232	4,157	3,980	3,820	3,832	3,833	3,833
		ア	支 払 利 息	6,749	6,060	5,423	4,855	4,398	4,286	4,232	4,157	3,980	3,820	3,832	3,833	3,833
			うち一時借入金利息													
		イ	そ の 他													
	3 収	支 差 引 (A)-(D)	(E)	22,515	14,539	20,444	19,755	18,537	17,843	17,504	17,105	17,789	18,240	18,577	18,974	18,974
	1 資	本 的 収 入 (F)		22,811	23,461	16,344	14,310	122,978	132,297	126,529	85,703	94,921	163,820	161,060	137,292	14,292
	(1) 地	方 債						37,000	41,000	39,000	26,000	28,000	51,000	50,000	41,000	
資本的収入		うち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他	会 計 補 助 金		22,811	23,461	16,344	14,310	11,978	10,297	9,529	9,703	10,921	11,820	13,060	14,292	14,292
	(3) 他	会 計 借 入 金														
	(4) 固	定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国	(都 道 府 県) 補 助 金						74,000	81,000	78,000	50,000	56,000	101,000	98,000	82,000	
	(6) 工	事 負 担 金														
	(7) そ	の 他														
	2 資	本 的 支 出 (G)		44,150	30,453	26,991	31,144	137,685	148,121	143,151	103,008	112,571	182,679	181,001	158,781	37,809
	(1) 建	設 改 良 費		1,620	987	2,557	9,646	118,166	129,406	124,094	83,602	90,730	159,040	154,882	130,198	6,646
		うち 職 員 給 与 費					6,646	6,646	6,646	6,646	6,646	6,646	6,646	6,646	6,646	6,646
資本的支出	(2) 地	方 債 還 金 (H)		42,530	29,466	24,434	21,498	19,519	18,715	19,057	19,406	21,841	23,639	26,119	28,583	31,163
	(3) 他	会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
	(4) 他	会 計 へ の 繰 出 金														
	(5) そ	の 他														
	3 収	支 差 引 (F)-(G)	(I)	△ 21,339	△ 6,992	△ 10,647	△ 16,834	△ 14,707	△ 15,824	△ 16,622	△ 17,305	△ 17,650	△ 18,859	△ 19,941	△ 21,489	△ 23,517

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) 〔見 込〕	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	1,176	7,547	9,797	2,921	3,830	2,019	882	△ 200	139	△ 619	△ 1,364	△ 2,515	△ 4,543
積 立 金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)				3,707	6,628	10,458	12,477	13,359	13,159	13,298	12,679	11,315	8,800
前年度繰上充用金	(M)	14,813	13,637	6,090										
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	△ 13,637	△ 6,090	3,707	6,628	10,458	12,477	13,359	13,159	13,298	12,679	11,315	8,800	4,257
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実 質 収 支	黒 字 (P)			3,707	6,628	10,458	12,477	13,359	13,159	13,298	12,679	11,315	8,800	4,257
(N)-(O)	赤 字 (Q)	△ 13,637	△ 6,090											
赤 字 比 率	(Q) (B)-(C) × 100)	-35.5	-15.8											
収 益 的 収 支 比 率	(A) (D)+(H) × 100)	75.8	80.5	92.9	96.7	98.0	98.2	96.9	95.4	92.2	89.8	86.4	83.4	79.9
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	38,429	38,602	37,187	39,574	39,760	40,297	40,615	40,884	40,799	40,911	40,714	40,714	40,714
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した	(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)	338,044	308,578	284,144	262,646	243,127	224,412	205,355	185,949	164,108	140,469	114,350	85,767	54,604

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) 〔見 込〕	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益 的 収 支 分		18,611	15,864	15,071	11,427	9,566	8,223	7,512	6,854	6,998	6,819	7,276	7,674	7,674
うち基準内繰入金		18,611	15,864	15,071	11,427	9,566	8,223	7,512	6,854	6,998	6,819	7,276	7,674	7,674
うち基準外繰入金														
資 本 的 収 支 分		22,811	23,461	16,344	14,310	11,978	10,297	9,529	9,703	10,921	11,820	13,060	14,292	15,582
うち基準内繰入金		22,811	23,461	16,344	14,310	11,978	10,297	9,529	9,703	10,921	11,820	13,060	14,292	15,582
うち基準外繰入金														
合 計		41,422	39,325	31,415	25,737	21,544	18,520	17,041	16,557	17,919	18,639	20,336	21,966	23,256

経営比較分析表

沖縄県 伊平屋村	事業名	業種名	事業名	類似団体区分
	法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4
	資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
	-	該当数値なし	100.00	4,665

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
1,288	21.82	59.03
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
1,247	21.72	57.41

当該団体 (当該値)	類似団体平均値 (平均値)
【】	平成27年度全国平均

分析欄	
1. 経営の健全性・効率性について	①収益的収支比率 機器の修繕、施設の動力費、使用薬品等の維持管理、運営等に多くの経費が使用されている状況である。 ②果積欠損金比率 今後は、水道広域化に向けた新たな事業展開によるさらなる支出が見込まれるが、広域化後には取水、浄水プラントが移譲され維持管理及び運営費の低減が見込まれるが、さらなる維持管理費の低減に努める必要がある。 ③流動比率 ④企業債務高対給水収益比率 企業債務高対給水収益比率 減少傾向ではあるが、広域化に向けた事業展開が行われる予定であり、地方債の増加が見込まれる。 ⑤料金回収率 類似団体平均を上回っているものの、原価が高く適切な料金設定を行う必要があるとともに、回収強化に努める必要がある。 ⑥給水原価 概ね類似団体平均下回っている。本村単独では安定した原価となっているが、さらなる維持管理費とへの削減により経営改善に努める。 ⑦施設利用率 類似団体に比べ高い値を維持していることから効率的に推移していると考えられるが、有収率の向上を図るためにも計画的な投資を行っていく必要があると考えられる。 ⑧有収率 人口の減少に伴い有収率も減少している。
2. 老朽化の状況について	③管路更新率 管路更新が行われておらず、対応年数を超えた管路が存在する。 水道広域化に伴い、浄水施設は企業局へ移譲されることから、漏水解消を兼ねた管路等の更新を行う予定である。
全体総括	経営状況の収益性などは悪く、現在の起債の償還は減少傾向であるが、今後の事業展開に伴い増額が見込まれる。 広域化に伴い取水、浄水施設が企業局へ移譲となる見込みであることから、維持費の低減が見込まれるが、厳しい財政状況は継続すると予想されるため、適切な料金設定を行う必要がある。 今後も経営の前減等、有収率の向上、使用料回収の向上に努める必要がある。

1. 経営の健全性・効率性	
①収益的収支比率	【75.51】 当該値 62.00 H23 68.61 H24 70.76 H25 71.66 H26 73.06 H27 72.03 平均値 68.61
②果積欠損金比率(%)	当該値 62.00 H23 68.61 H24 70.76 H25 71.66 H26 73.06 H27 72.03 平均値 68.61
③流動比率(%)	当該値 62.00 H23 68.61 H24 70.76 H25 71.66 H26 73.06 H27 72.03 平均値 68.61
④企業債務高対給水収益比率(%)	【1,242.90】 当該値 1,225.27 H23 1,442.51 H24 1,406.15 H25 1,432.56 H26 1,466.62 H27 1,510.14 平均値 1,442.51
⑤料金回収率(%)	【33.35】 当該値 45.73 H23 33.30 H24 33.01 H25 32.39 H26 24.39 H27 22.67 平均値 33.30
⑥給水原価(円)	【524.69】 当該値 584.28 H23 526.57 H24 523.08 H25 530.83 H26 734.18 H27 789.82 平均値 526.57
⑦施設利用率(%)	【57.56】 当該値 76.17 H23 50.66 H24 51.11 H25 50.49 H26 48.36 H27 48.70 平均値 50.66
⑧有収率(%)	【75.27】 当該値 68.69 H23 74.13 H24 74.16 H25 74.21 H26 68.53 H27 74.96 平均値 74.13
2. 老朽化の状況	③管路更新率(%)
③管路更新率(%)	【0.71】 当該値 0.00 H23 0.61 H24 0.37 H25 0.70 H26 0.91 H27 1.26 平均値 0.61

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

